

焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載に関する運用基準

平成 22 年 2 月 5 日制定

第 1 趣旨

この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成 22 年焼津市告示第 24 号。以下「要綱」という。）第 12 条に基づき、焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”（以下「情報紙」という。）広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 掲載広告の基準

情報紙に掲載する広告は、要綱第 4 条第 1 項各号のいずれにも該当しないものとする。

第 3 広告の規格及び位置等

広告の規格及び位置等は、下記のとおりとする。

- （１）規格は、「広報やいつの広告掲載に関する運用基準」第 3（１）に定める規格とする。
- （２）位置は、表紙を除く、情報紙下段とする。
- （３）掲載枠は、情報紙 1 回の発行につき 3 枠とする。
- （４）広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。

第 4 広告掲載料

広告の掲載料は、1 枠につき、20,000 円とする。

第 5 募集方法

広告の募集は、情報紙作成に先立ち、広報やいつ、焼津市ホームページ等により公募で行うものとし、締切日も掲載することとする。ただし、応募件数が募集件数を超えない場合は、掲載実績のある広告主等に個別依頼を行う場合がある。

第 6 掲載の申込み

広告の掲載を希望する者は、焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載申込書（第 1 号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長が指定する期間内に申し込まなければならない。

第7 選定方法

掲載広告の選定方法は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経た上で決定するものとする。また、応募件数が募集件数を超えたときは、市内事業者を優先し、さらに超える場合は、抽選により決定するものとする。

第8 広告掲載の決定

市長は、申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

第9 掲載の実施の手続等

広告掲載の決定を受けた者は、焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載決定通知書（第2号様式）に記載された納付期限までに掲載料を納入し、情報紙作成業者と調整の上、原稿を市長に提出しなければならない。市長は内容確認の上、提出された原稿により、情報紙に掲載することとする。その他手続等については、要綱第7条のとおりとする。

附則

この基準は、平成22年2月5日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年4月5日から施行する。

この基準は、平成24年4月3日から施行する。

この基準は、平成28年1月27日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

申込者 住所(所在地) _____
氏名(名称) _____
(署名又は記名押印) _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
担当者氏名 _____

焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”へ広告掲載を希望するので、原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たっては、焼津市広告掲載要綱及び焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載に関する運用基準を遵守するとともに、貴市が私の焼津市税に滞納がないことの調査を実施することに同意します。

記

1 広告内容

2 掲載を希望する号

7月1日発行	11月1日発行

※掲載を希望する発行日に○印を記入してください。

第2号様式

焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載決定通知書

年 月 日

様

焼津市長 印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 決定区分 ☐ 掲載する (年 月 日号 (号))
☐ 掲載しない
理由

2 広告の内容

3 広告掲載料 金 円 (枠分)

4 納付期限 年 月 日

5 その他(条件)

(1) 広報内容の変更については、事前に協働推進課の承認を受けてください。